



告 通

厚生労働大臣が別に定める者の一部改正／「厚生労働大臣が定める患者について」の一部改正 (DPC/PDPS)

平成 29 年 1 月 31 日
厚生労働省告示第 25 号、
保医発 0131 第 1 号

【解説】2月1日から緊急の薬価改定が行われることになったオプジーボについて、DPCにおけるすべての診断群分類を包括対象外（出来高払い）とすることが了承され、1月31日付けで官報告示されました。

厚生労働省告示第 25 号

〔DPC 点数早見表 2016〕 p.429, 別表 1 右段下から 2 枠目に下線部を挿入)

25	ニボルマブ(遺伝子組換え) 〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果(平成26年7月4日に、旧薬事法第14条第1項の規定により承認されたものに限る)に係るものに限る〕	3163 及び 3166	いて記載された効能又は効果(平成27年12月17日、平成28年2月29日及び同年8月26日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る)に係るものに限る)	1967, 1968, 1977, 1978, 3163, 3166 及び 3480 から 3491 まで
	ニボルマブ(遺伝子組換え) 〔当該薬剤の添付文書にお	1956 から 1958 まで、		

保医発 0131 第 1 号

【別添 1】

〔DPC 点数早見表 2016〕 p.431 表 25 (本誌 2016 年 12 月号 p.86 で訂正) に下線部を挿入

告示番号	薬剤名	銘柄 (参考)	適応症	ICD-10 (参考)
25	ニボルマブ (遺伝子組換え)	オブジーボ点滴静注 20mg オブジーボ点滴静注 100mg	切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌	C34\$
			根治切除不能な悪性黒色腫	C069, C159, C20, C210, C43\$, C519, C52, C609, C693, C694
			根治切除不能又は転移性の腎細胞癌	C64

【別添 2】

(p.482 右段 17 行目の次に挿入)

問 「疑義解釈資料の送付について (その 1)」 (平成 28 年 3 月 31 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡) 別添 2 の

問 13-7 において、「診療報酬の請求方法は、患者の退院時に決定された請求方法をもって一の入院期間において統一するため、投与時点で高額薬剤として告示されている場合は入院期間すべ

てを医科点数表に基づき算定をする」と示されているが、本件も同様の取扱いとなるか。

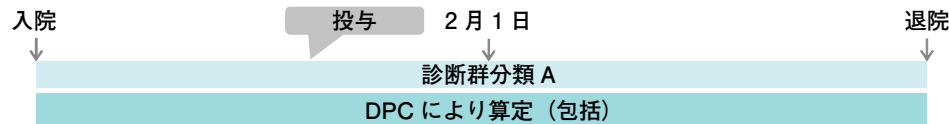
答 そのとおり。

【参考例】

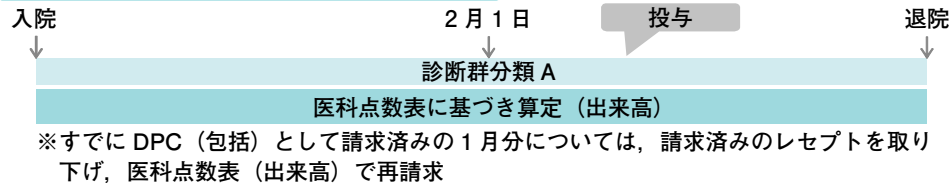
それまで包括評価とされていた薬剤が 2 月 1 日に「高額薬剤」として告示
当該薬剤を 2 月 1 日跨ぎの入院中に投与した場合の請求方法について

前提：以下は、当該高額薬剤による治療に 1 入院期間を通じ最も医療資源を投入した場合とする。

ケース①告示日前に投与した場合



ケース②告示日以降に投与した場合



ケース③告示日前に投与し、告示日以降にも投与した場合

